

川口市監査告示第9号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和3年4月1日

川口市監査委員	小川	春海
同	金井	洋
同	前原	博孝
同	江袋	正敬

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象及び理由

(1) 監査の対象

上下水道局（下水道事業会計）

(2) 選定理由

公正で合理的かつ効率的な市の行政運営確保のため、違法、不正及び不当な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

○前回監査実施期間 平成29年12月1日～平成29年12月25日

2 監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施にあたり、重要リスク及び監査の着眼点を次のように設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 現金	ア 帳票等と現金は突合しているか イ 紛失・盗難のリスクはないか
(2) 未収金	ア 未収金は管理台帳等を設けて適切に管理されているか イ 滞納整理の手続きは適時・適切に執られているか
(3) 契約事務	ア 安易な随意契約を採用していないか イ 履行確認を適正に行っているか
(4) 財産管理	ア 管理台帳の整理は適正か

4 監査の対象期間

平成31年4月1日～令和2年12月31日

5 監査の実施期間

令和3年2月1日～令和3年2月26日

6 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により試査又は精査による監査を実施した。

また、現地調査を実施するとともに、関係職員から事務の執行状況について説明を聴取した。

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

(ア) 収益的収入

- a 下水道使用料等の営業収益
- b 土地使用料等の営業外収益

(イ) 資本的収入

- a 他会計出資金

イ 支出事務

(ア) 収益的支出

- a 旅費
- b 消耗品費
- c 里ポンプ場雨水揚砂昇降装置駆動部修繕等の修繕料
- d 豎前橋ポンプ場運転維持管理等の委託契約
- e 公共下水道台帳管理システム機器等の賃貸借契約

(イ) 資本的支出

- a 領家第八公園ポンプ場改修実施設計等の委託契約
- b 自動車等の賃貸借契約

ウ 財産管理

(ア) 企業債の管理

(イ) 固定資産の管理

(ウ) 物品の管理

(エ) 郵便切手の受払い

第2 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(指摘)

1 収益的収入の収入事務について

下水道維持課の函面等交付手数料等の収納において、川口市上下水道局会計規程に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

2 物品の管理について

ポンプ場管理センターの物品の管理において、川口市上下水道局物品管理要綱に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。